

議 事 録 確 認

「土木・建築部門における一部業務の見直しについて」に関する申し入れの交渉経過において、別紙のとおり確認した。

平成 29 年 3 月 23 日

東日本旅客鉄道株式会社大宮支社
総務部 勤労課長 原 潔



東日本旅客鉄道労働組合大宮地方本部
業 務 部 長 高橋 孝



[別 紙]

【共通項目】

- (組 合) 今施策の実施において、JR 本体における知識・技術・技能継承が維持向上できる根拠を示すと共に、安全が確実に確保できる施策とすること。また、施策の趣旨を全社員に対して丁寧な周知すること。
- (会 社) 設備メンテナンス体制の再構築以降、人材育成、技術継承に取り組んできており、安全・安定輸送のレベルアップが図られたと認識している。本施策は、設備メンテナンス業務を取り巻く環境の急速な変化に対応するため、より効率的かつ生産性の高い業務執行体制を構築するものであり、JR の技術・技能継承においても効果を発揮するものと考えている。引続き OJT や教育・訓練などを通じて安全のレベルアップや技術・技能継承に取り組んでいく。なお、本施策の趣旨は関係社員に周知していく。
- (組 合) 業務委託の拡大や能力活用の適用範囲拡大を踏まえ、パートナー会社への十分なフォロー体制を確立すること。特に現場実態を把握している工事管理者等の意見が反映される体制を確立すること。
- (会 社) 工程会議等の定例会議や意見交換会を通じて担当者の意見を把握すると共に、パートナー会社へのフォローを実施していく考えである。

- (組 合) 大宮土木技術センター、大宮建築技術センターにおける各プロジェクトテーブルの役割について明らかにすること。また、今後において見込まれる業務量の増加見込みや時間外労働実績を踏まえ、確実に業務遂行できる要員配置及び体制を確保していくこと。
- (会 社) 大宮土木技術センターには、耐震補強工事と受託工事のプロジェクトがあり、本施策により運転保安関係を除く受託工事を支社土木課に業務移管する。大宮建築技術センターのプロジェクト工事テーブルに変更はない。なお、業務量を勘案して、引続き業務に必要な要員を確保していく。
- (組 合) 業務研究や現場第一線技術開発については、通常業務を圧迫させないように取り組むこと。また、メンバーについては社員の業務実態を把握しながら確定すること。
- (会 社) 業務研究や現場第一線の技術開発は業務改善を行う上で不可欠な取り組みであり、今後必要なフォローを行いながら進めていく考えである。
- (組 合) 予算通達の平準化及び年度末対策を講じること。また、ユーザー件名については早期通達に向けて関係箇所との調整を迅速化させる仕組みを構築すること。
- (会 社) 予算通達についてはこれまでも早期通達を実施し、年間工事量の平準化に努めてきたところであり、今後も継続して取り組んでいく。また、ユーザー件名については早期の計画提示と工事計画の取りまとめをユーザー側に働きかけていく。
- (組 合) 部外能力活用の業務委託導入や、拡大における活用範囲については、判断基準を統一するためマニュアル等で明確にすること。
- (会 社) 判断基準を明確にするため、連絡文書等で基準を統一していく考えである。
- (組 合) 関係技術センターの職場環境やデポ、女性設備について、職場の意見を基に改善・整備すること。また、業務に必要な備品が貸与されていない実態があることから、社員の意見を基に貸与・配備していくこと。
- (会 社) 各技術センターの職場環境整備は、必要の都度実施しているところである。今後も状況等を把握した上で設備改善や女性設備の充実を図っていく。また、必要な備品等については、引続き実態に応じて貸与・配備していく。
- (組 合) 今施策においてのパートナー会社への出向や人事交流は行わないこと。
- (会 社) 本施策に伴う出向や人事交流は行わないが、相互理解や技術力向上を目的とした教育出向については、今後も引続き計画的に実施していく考えである。

- (組 合) 今施策に伴う異動については、趣旨を丁寧に説明すると共に本人の希望を把握して実施すること。
- (会 社) 社員の運用については、任用の基準に基づき、本人の適性等を総合的に勘案して決定することとなる。なお、本施策の趣旨は面談等を通じて関係社員に周知していく。
- (組 合) 今施策は実施後に効果が確認できるものと考えており、その効果を確保するため一年間の検証を実施し、その内容について労使議論を行なうこと。
- (会 社) 本施策実施後は必要な検証を行い、施策の定着に向けて取り組んでいく考えである。また、具体的に提起があれば「労使間の取扱いに関する協約（平成27年10月1日締結）」に則り議論していく考えである。

【土木関係】

- (組 合) 受託工事に関する業務が支社土木担当課へ移管することに伴い、支社土木課と技術センターの業務の役割について明確にすること。また、受託工事業務に携わるグループ等を明らかにすること。
- (会 社) 受託工事に関する運転保安関係業務は技術センターで担当し、それ以外は土木課で担当することを標準とし、技術センターと土木課の連携が必要な業務については、その都度調整していく。なお、受託工事の担当は主に工事担当グループとするが、工事の内容を勘案して決定する。
- (組 合) 大宮土木技術センターにおける構造物管理グループ（仮称）の新設に伴い、既存グループの配置見直しの内容について明らかにすること。また、それぞれの担当業務の内容を示すこと。
- (会 社) 修繕工事Ⅰ・Ⅱ、工事Ⅰ・Ⅱの各グループを、工事Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの各グループに再編する。なお、実施時には工事Ⅰグループは蕨・大宮保線技術センター管内の修繕工事、工事Ⅱグループは支社管内新幹線の修繕工事、工事Ⅲグループは支社管内の建設・改良工事を担当することを標準とする。
- (組 合) 構造物管理グループ（仮称）の業務内容及び役割について示すと共に、担当者への周知徹底を図ること。また、プロの育成においては職場への定着が重要だと考えるが、構造物管理のプロの育成についての考え方を明らかにすること。
- (会 社) 構造物管理グループ（仮称）が主体となって土木構造物の検査・修繕業務を統括し、より適切な検査・判定・措置計画・効果の検証までの維持管理業務を行う。これらの業務経験を積み重ねることにより構造物管理のプロの育成に繋がると考えている。なお、担当者には業務内容及び役割について周知徹底を図る。

- (組 合) 大宮土木技術センター宇都宮派出の保守エリアと担当業務について明らかにすること。
- (会 社) 宇都宮派出は、小山・宇都宮・那須保線技術センター管内を保守エリアとし、担当業務はエリア内の検査、修繕・建設工事及び受託工事の運転保安関係業務とする。なお、受託工事の担当は工事の内容を勘案して決定する。
- (組 合) 今施策において大宮土木技術センター宇都宮派出に検査体制を確立する根拠を示すこと。また、宇都宮派出の業務量が確実に増加することから要員を増配置し、検証すること。
- (会 社) 宇都宮派出エリアの特情を把握しつつ、検査業務と工事業務を連携させた適切な土木構造物の維持管理を行うために宇都宮派出で検査業務を実施し、個別検査については本所と連携していく。また、本所と派出については適正な要員を配置し検証していく考えである。
- (組 合) 工事に伴う決裁関係について、他部門の前例をもとに電子決裁制度を確立し、足ロス業務の解消を図ること。
- (会 社) 現在のところ電子決裁制度を導入する予定はないが、web 会議システムや Joi-Tab の更なる活用を図り業務の効率化に努めていく考えである。
- (組 合) 一部見積査定業務や部外能力活用（計画）の導入に伴い、JR の知識・技術力が維持できる根拠を示すこと。また、部外能力活用（計画）の活用範囲を示すこと。
- (会 社) 一部見積査定業務では、全体の 7 割についてこれまでと同様 JR が査定を行い、部外能力活用（計画）においても、これまでと同様 JR が成果物の確認を行うため、JR の知識・技術力は維持できると考えている。なお、依頼する範囲は、パートナー会社の経験等を活用できる工事計画段階での仮設等の計画策定や、概算費用の算出である。

【建築関係】

- (組 合) 大宮建築技術センターにおける総価見積査定方式の導入に伴い、JR の知識・技術力が維持できる根拠を示すこと。
- (会 社) 総価見積査定方式については、自己資金工事 5,000 万円以下かつ反復継続的に契約している工事の見積査定業務を効率化することにより、高額な工事契約や専門的な工事契約に集中することができるため、必要な技術力の維持が図られると考えている。

(組 合) 業務委託の導入や範囲拡大については JR が指導できることを前提とし、委託会社任せとならないようにすること。また、施工監理業務の委託について委託する範囲を明確にすること。

(会 社) 業務委託における JR の役割は、委託会社に対する業務管理及び指導であり、引続きパートナー会社と連携して取り組んでいく。なお、施工監理業務は、安全に関わる事項、列車走行空間に影響する旅客上屋等の工事を除き、委託可能とする。

(組 合) 総価見積査定方式や建設工事集約発注の新規導入に伴い、設備管理システムで対応できるよう、早急にシステム改修を行なうこと。

(会 社) すでに本社設備部に改修要望を挙げており、本社で検討をしているところである。

(組 合) 業務の特性上、CAD システムを高頻度で活用することから、社員の Joi-Net 端末をデスクトップ化すること。また、端末の更新時において社員の希望が叶うよう JEIS と調整すること。

(会 社) デスクトップ端末については、ノート端末との交換等技術センター内で運用していく考えである。なお、端末の更新時においては関係箇所と調整していく。

(組 合) 実施後に問題点が発生した時は速やかに改善に向けて取り組むこと。

(会 社) 問題は生じないと考えているが、具体的に提起があれば「労使間の取扱いに関する協約（平成 27 年 10 月 1 日締結）」に則り取り扱っていく。